

## しずぎんローンカード規定（活用型口座用）

### 1. （カードの発行）

しずぎんローンカード（以下「カード」といいます。）は、活用型口座取引規定にもとづき、当行がご本人あてに1枚発行するものとします。

### 2. （カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

- （1）当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預金支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して、当座貸越専用口座から当座貸越金を借入れる（以下「借入れ」といいます。）場合。
- （2）当行の現金自動預金機（現金自動預金支払機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座貸越専用口座へ当座貸越金を返済する（以下「返済」といいます。）場合。
- （3）当行および地銀CD全国ネットサービス加盟の提携行（以下「提携行」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預金支払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を当座貸越専用口座からの振替により借入れ、振込の依頼をする場合。
- （4）その他当行所定の取引をする場合。

### 3. （支払機による借入れ）

- （1）支払機を使用して借入れをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および借入請求書の提出は必要ありません。
- （2）支払機による借入れは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入れは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入れは当行所定の金額の範囲内とします。
- （3）支払機を使用して借入れをする場合に、借入請求金額と第7条に規定する自動機利用手数料との合計額が当座貸越を利用できる範囲内の金額をこえるときは、その借入れはできません。

### 4. （預金機による返済）

- （1）預金機を使用して返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に通帳またはカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- （2）預金機による返済は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 5. （窓口でのカードによる返済）

当行国内本支店の窓口で、カードによる返済を行う場合は、当行所定の入金伝票に返済金額を記入し署名のうえ、カードとともに提出してください。

### 6. （振込機による振込）

- （1）振込機を使用して振込資金を当座貸越専用口座からの振替により借入れ、振込の依頼をする場合には、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他所定の事項を画面表示等の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳、借入請求書および振込依頼書の提出はありません。
- （2）前項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に、利用した振込機の取扱店（以下「取扱店」といいます。）の窓口にご相談ください。
- （3）入金口座なし、その他の事情により振込金の入金が不能となった場合には、振込資金は取扱店の窓口で返却しますので当行または提携行所定の手続きをしてください。
- （4）振込機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当行または提携行所定の金額の範囲内とします。
- （5）窓口営業時間終了後または銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、当行所定の時間内に受付けたときは依頼日の当日に、また、当行所定の時間外に受付けたときは、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。  
ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
- （6）振込金額と第7条に規定する振込手数料等金額、自動機利用手数料金額との合計額が当座貸越を利用できる範囲内の金額をこえるときは、その振込はできません。
- （7）振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料等金額および自動機利用手数料金額を通帳またはご利用明細票の記載内容により確認し、取引内容または借入残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に申し出てください。
- （8）振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピューター等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- （9）振り込み詐欺等の犯罪を防止するため、当行が別途定める条件に当てはまる方については、振込機を利用した振込のお取扱いを停止することがあります。なお、当該条件については、当行ホームページへの掲載その他の方法により事前に告知します。

### 7. （自動機利用手数料等）

- （1）支払機または預金機を使用して借入れまたは返済をする場合には、当行および提携先所定の支払機・預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- （2）自動機利用手数料は、借入れ・返済時に、通帳および借入請求書なしでその借入れ・返済をした当座貸越専用口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- （3）振込機を使用して振込をする場合は、当行または提携行所定の振込手数料および振込機利用に関する手数料（以下あわせて「振込手数料等」といいます。）をいただきます。
- （4）振込手数料等は、振込資金の借入れ時に、通帳および借入請求書なしで、その借入れをした当座貸越専用口座から自動的に引き落とします。なお、提携行の振込手数料等は、当行から提携行に支払います。

8. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱)

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより返済をすることができます。
- (2) 停電・故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより借入れをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による借入れをする場合には、当行所定の借入請求書に住所および借入金額を記入し署名のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電・故障等により当行の振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、当行の振込機による振込手数料を別途お支払いいただきます。提携行の窓口では、この取扱いはしません。

9. (カードによる借入れ・返済金額等の通帳記入)

カードにより借入れた金額、返済した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料等金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、支払機、振込機もしくは自動記帳機で使用された場合または当行国内本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、借入れた金額と自動機利用手数料および振込手数料等金額は合計額をもって通帳に記帳します。

10. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちにご本人から書面によって当該カード発行店（以下「当店」といいます。）に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる借入れ停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 署名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにご本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

11. (暗証番号照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して借入れをしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行、提携先および提携行は責任を負いません。ただし、この借入れが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について利用者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、借入請求書、諸届その他の書類に使用された住所・署名と届出の住所・署名との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。

12. (預金機・支払機・振込機の誤入力)

当行および提携先の預金機・支払機・当行および提携行の振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行、提携先および提携行は責任を負いません。

13. (解約等)

- (1) 活用型口座取引を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

14. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは、譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

15. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、活用型口座取引規定および振込規定により取扱います。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上